

観光振興施策と災害への対応

平成27年11月11日

観光庁参事官（国際会議等担当）

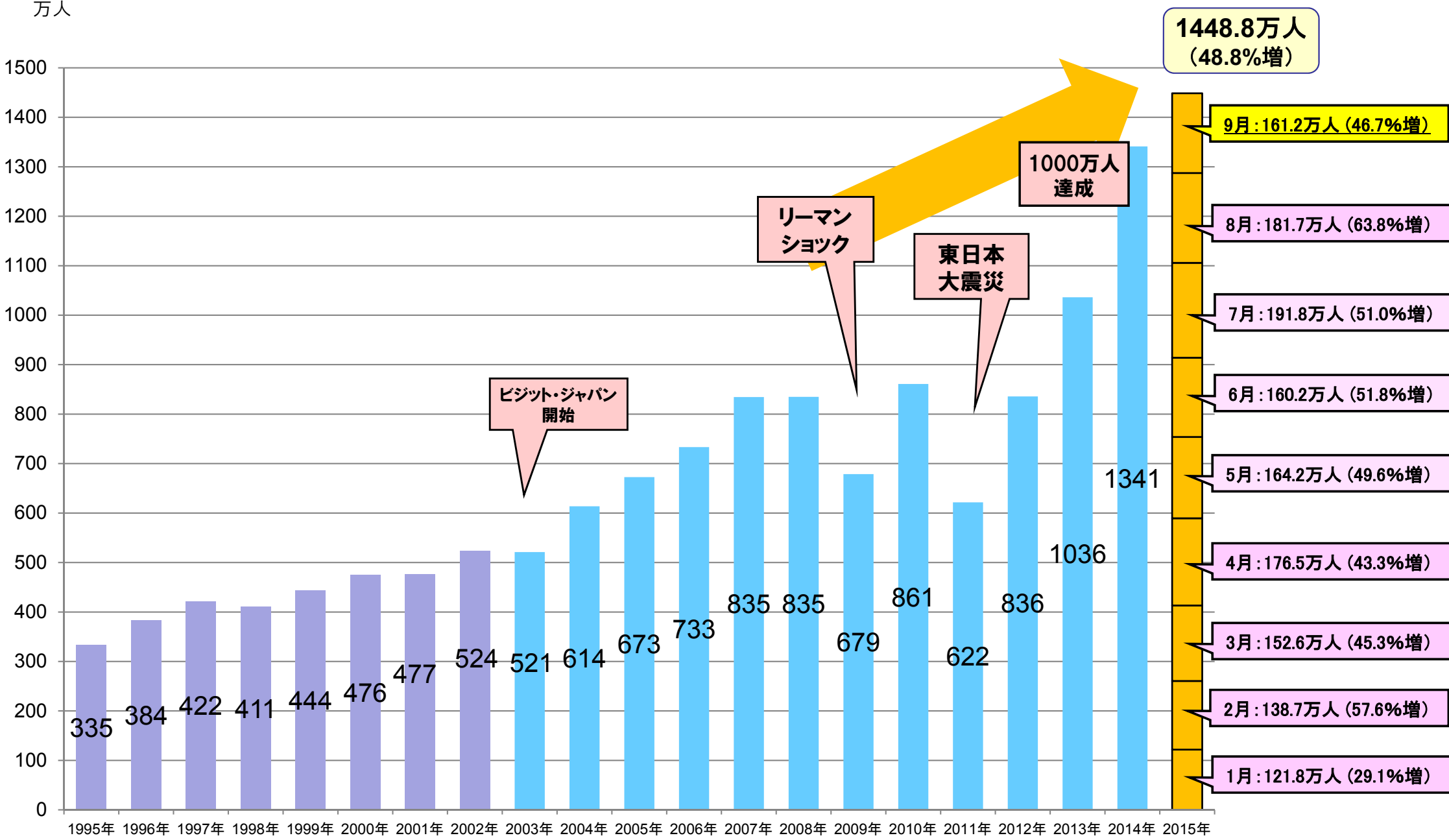
田中 由紀

1. 観光振興施策について
2. 東日本大震災への対応について
3. 火山への対応について
4. 今後の取組と課題について

1. 観光振興施策について

訪日外国人旅行者数の推移

万人

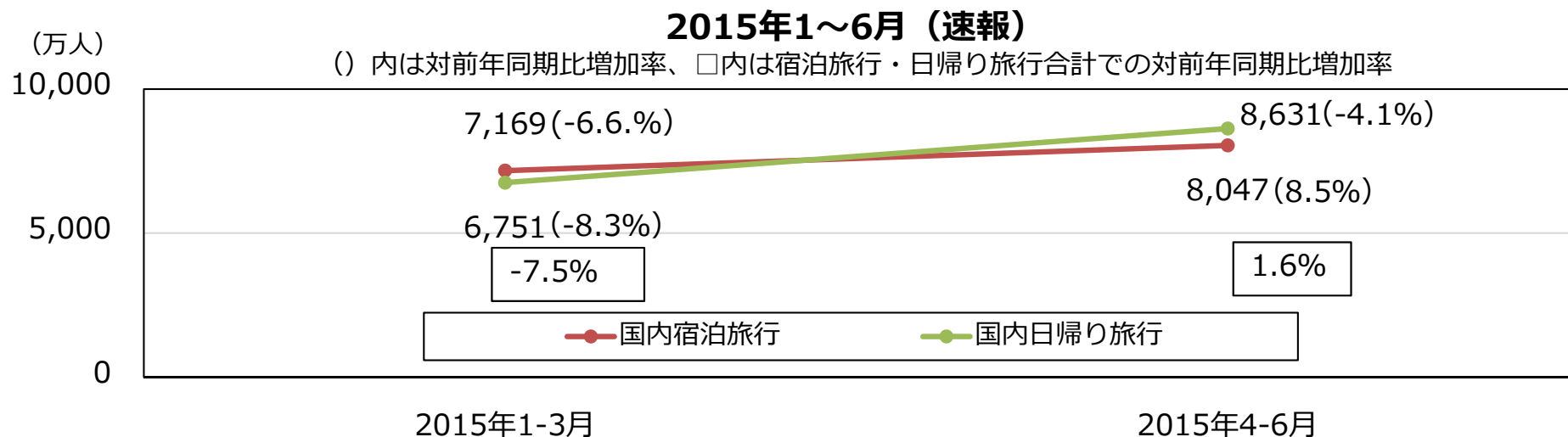
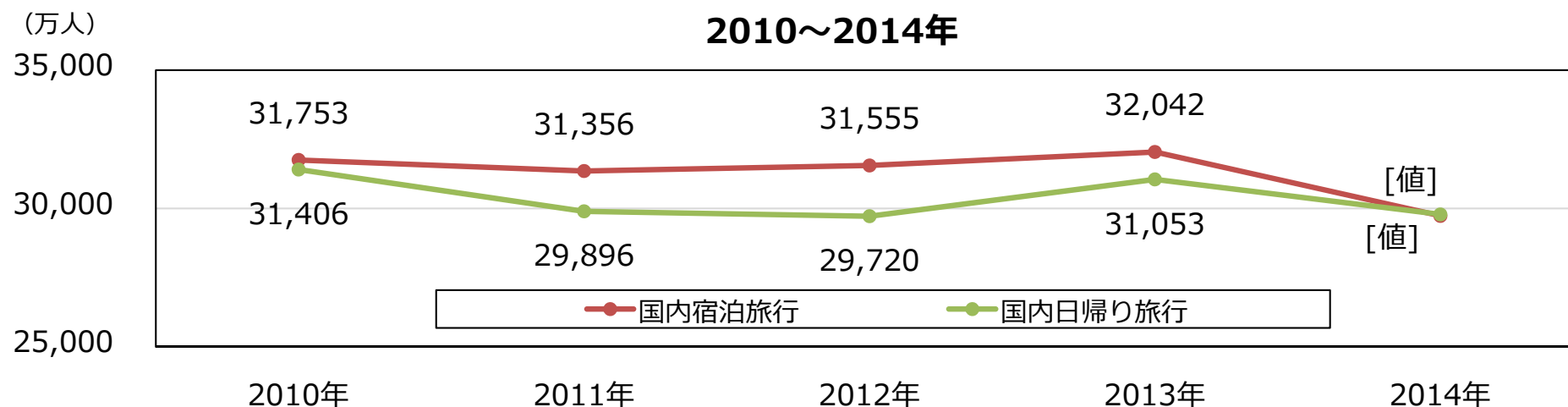


注) 2014年以前の値は確定値、2015年1月～7月の値は暫定値、2015年8月～9月の値は推計値、%は対前年(2014年)比

日本の観光の動向(国内旅行・宿泊の状況)

○2015年（平成27年）4-6月の日本人延べ旅行者数は1億6,678万人で対前年同期比1.6%の増加となった。内訳を見ると、日帰り旅行は延べ8,631万人で対前年同期比4.1%減となったが、宿泊旅行が増加し、延べ8,047万人で対前年同期比8.5%の増加となった。

(図) 国内宿泊旅行延べ人数、国内日帰り旅行延べ人数の推移



観光立国実現に向けた政府の推進体制

- 2013年3月に「観光立国推進閣僚会議」が設置され、政府一丸となって観光立国を進める体制が整った。
- 2013年6月11日には「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を、翌2014年6月17日には「アクション・プログラム2014」を決定し、取組を強化。この結果、2014年の訪日外国人旅行者数は1341万人に達し、過去最高。訪日外国人による旅行消費額も2兆円を突破し、閣僚会議発足後、2年間で倍増した。
- 今後、「**2000万人時代**」を万全の備えで迎え、**地方創生への貢献**を図り、**観光を日本の基幹産業へ飛躍**させ、また、我が国の**歴史・文化を深く理解**してもらうことにより、**質の高い観光立国を目指す**べく、2015年6月5日、「アクション・プログラム2015」を決定。

観光立国推進閣僚会議

【構成員】全閣僚（主宰：内閣総理大臣）

＜開催実績＞

- 第1回 平成25年3月26日
- 第2回 平成25年6月11日
- 第3回 平成26年1月17日
- 第4回 平成26年6月17日
- 第5回 平成27年6月5日

（アクション・プログラム2015決定）



（第5回観光立国推進閣僚会議）

観光立国推進ワーキングチーム

【座長】国土交通副大臣 【座長代理】国土交通大臣政務官

【構成員】関係副大臣等

＜開催実績＞

- 第1回 平成25年4月10日
- 第2回 平成25年4月17日
- 第3回 平成25年5月20日
- 第4回 平成25年6月7日
- 第5回 平成25年9月20日

- 第6回 平成26年1月23日
- 第7回 平成26年4月16日
- 第8回 平成26年5月29日
- 第9回 平成27年3月17日
- 第10回 平成27年4月21日
- 第11回 平成27年5月21日

《安倍内閣総理大臣発言概要》（平成27年6月5日第5回観光立国推進閣僚会議）

- 訪日外国人旅行者増加の流れを一過性に終わらせることなく、全国津々浦々に観光客を呼び込む。
- 来るべき「**2000万人時代**」を万全の備えで迎えるため、**C I Qの体制を強化**する。また、**商店街などの免税店化**を進め、現在6千店余りの**地方部**の免税店を、**2020年に2万店規模に拡大**する。さらに、観光の「**稼ぐ力**」を高め、昨年約2兆円だった**外国人観光客の消費額**を、**訪日2000万人の年に4兆円に倍増**させる。
- 今後も、このアクション・プログラムについて、**毎年見直しを行いながら、全力で取り組んでいく**。



観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(主な項目(例))

1. インバウンド新時代に向けた戦略的取組

- 地方への誘客、新たな季節需要の創出
- 未来を担う若い世代・欧米からの呼び込み
(学校交流・体験促進プログラム、
ビジット・イースト・アジア・キャンペーン等)
- 現地におけるプロモーション基盤の強化
- オールジャパン体制の連携強化
- ビザ要件の戦略的緩和
(ブラジル向け数次ビザ発給開始、モンゴル向け数次ビザの早期実現)
- インバウンド・アウトバウンド双方向での交流促進

2. 観光旅行消費の一層の拡大、幅広い産業の観光関連産業としての取り込み、観光産業の強化

- 地方における消費税免税店の拡大
(2020年、地方部で20,000店規模へ)
- 農産物を円滑に自国へ持ち帰ることができる環境整備
- 地域産品等の「地域ブランド」認定

3. 地方創生に資する観光地域づくり、国内観光の振興

- 広域観光周遊ルートの形成・発信
- 日本版DMOの形成・支援
- 観光による被災地復興
- 「道の駅」の積極活用
- LCCの就航・利用促進、国内クルーズ活性化

4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

- 空港ゲートウェイ機能の強化
- CIQ体制の強化
- 宿泊施設・貸切バスの供給確保
- 通訳ガイドの供給拡大
- 多言語対応、無料Wi-Fi環境の整備
- 災害、不慮の怪我・病気への対応

5. 外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流

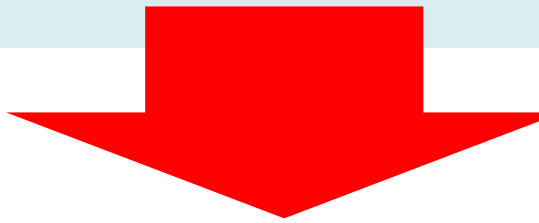
- 外国人ビジネス客の取り込み強化
- MICEに関する取組の抜本的強化
- 富裕層の取り込みと外国人長期滞在制度の利用促進
- 質の高い観光交流の促進

6. 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速

- 全国各地での文化プログラムの開催
- 開催国としての国際的注目度を活かした訪日プロモーション
- オリパラ開催を契機としたバリアフリー化の加速

観光振興による地方の活性化

- 訪日外国人延べ宿泊者数の約65%はゴールデンルートに集中。
- 訪日外国人の出入国（空路）の約50%が首都圏空港（成田・羽田）に集中。



増加する訪日外国人旅行者を地方へ誘客する必要

地方ブロック別連絡会

目的

訪日外国人を受け入れる上での現状と課題をしっかりと把握し、必要な手立てを迅速に講じる。

構成員

地方運輸局、地方整備局、地方航空局、都道府県、関係事業者 等

具体的な取組

- 「地方ブロック別連絡会」を活用した地域における受入環境整備の課題の把握
- SNSやアンケートを活用した外国人旅行者の要望や不満の把握



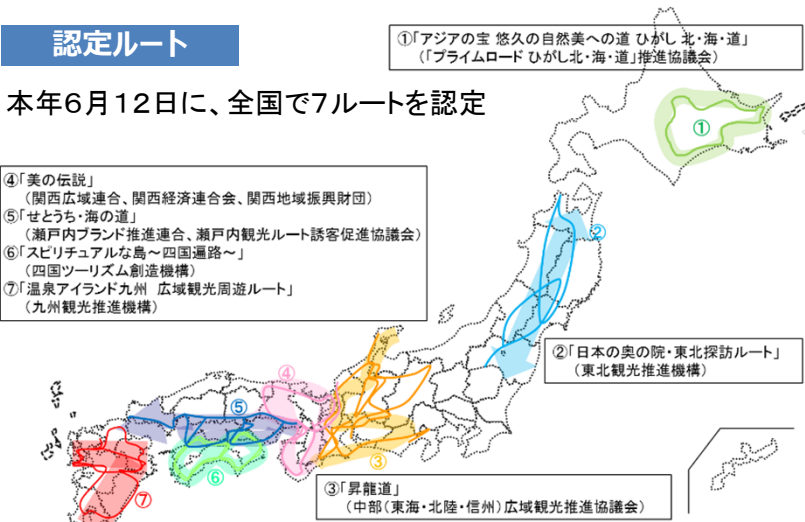
広域観光周遊ルート

目的

外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の広域観光周遊ルートを認定し、関係省庁の施策を集中投入するとともに、地域が推進する取組をパッケージで支援し、海外に強力に発信。

認定ルート

本年6月12日に、全国で7ルートを認定



ルート共通の取組

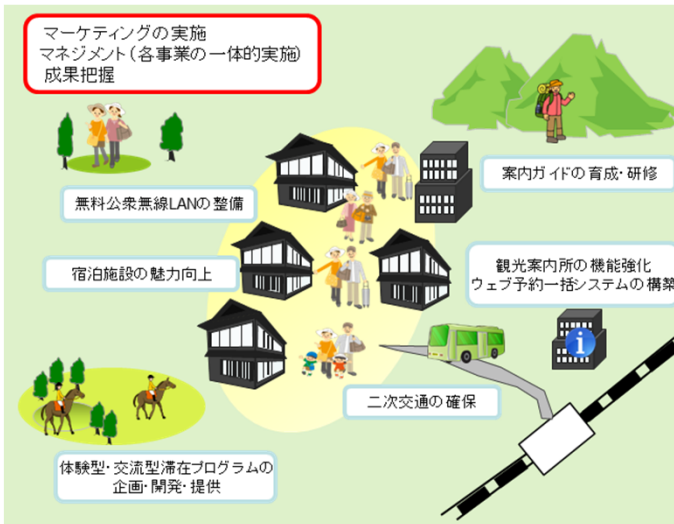
- ・マーケティング調査
 - ・計画策定のための専門家の招へい
 - ・広域で利用できる無料Wi-Fi環境の整備
 - ・海外プロモーションの実施
 - ・広域周遊ツアーの企画・販売
 - ・その他広域の地域共通の取組 等
- (C)Ms. Yuki TANAKA, Institute for Transport Policy Studies, 2015

観光地魅力創造事業

目的

地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるため、それを活かした地域づくりと観光振興の施策を一体的に支援。

事業内容

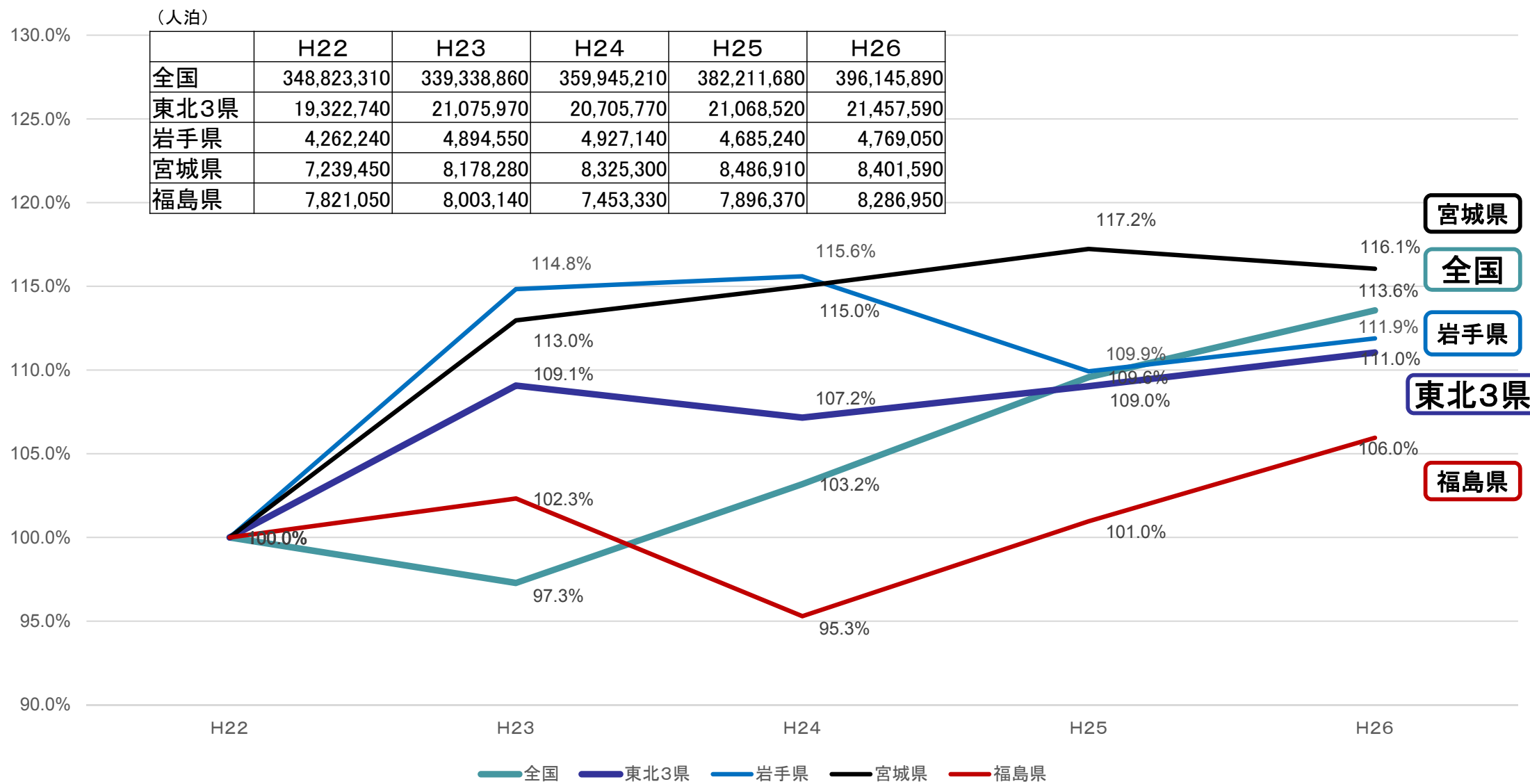


モデル事例を全国に普及させることにより、全国的に取組を加速化

2. 東日本大震災への対応について

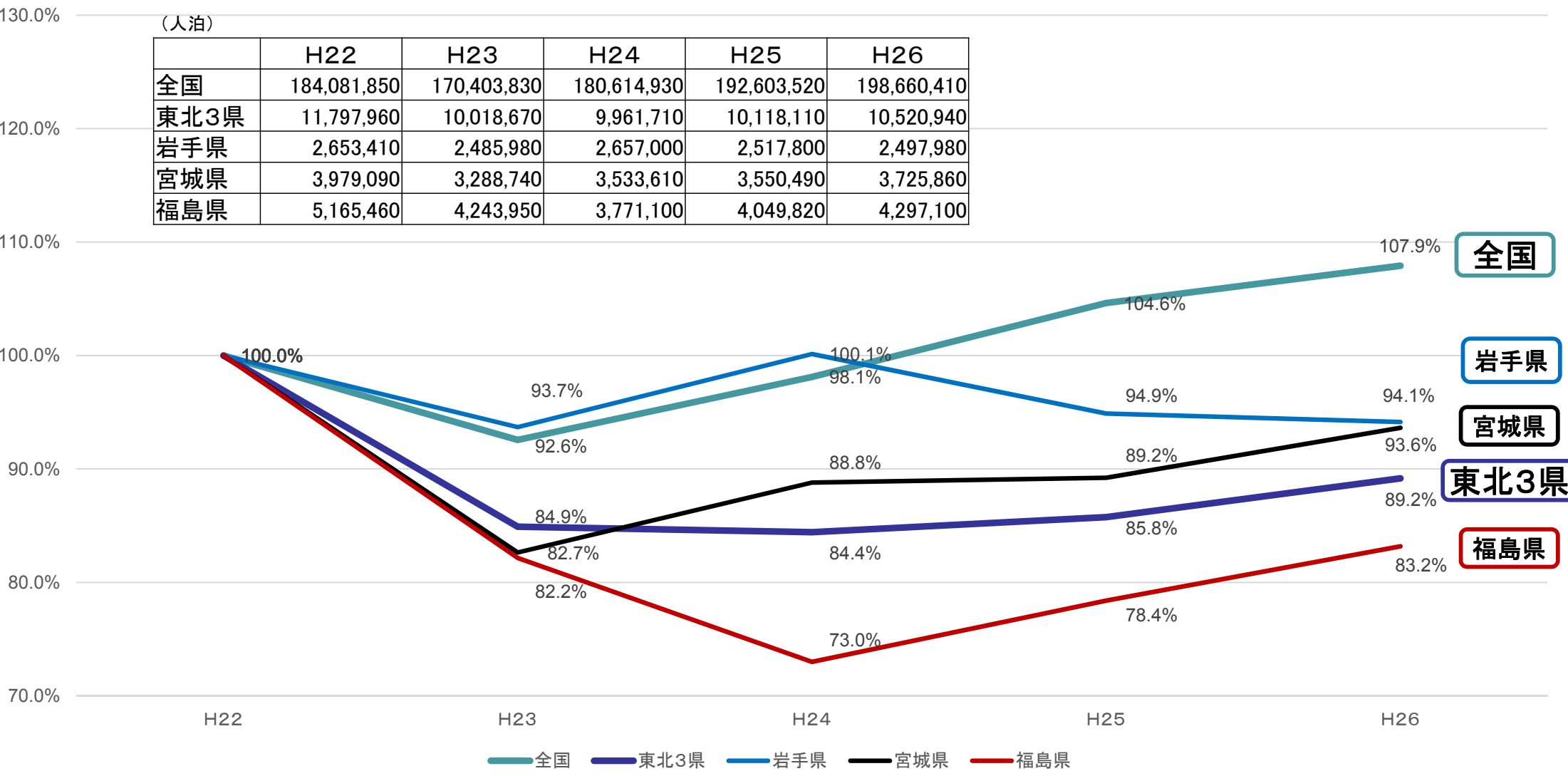
東北3県における延べ宿泊者数（H22年比）

震災前のH22年比で、福島県が106.0%と伸び悩んでいるものの、東北3県では111.0%と、全国の113.6%と同程度まで伸びている。



観光客中心の宿泊施設における延べ宿泊者数（H 2 2 年比）

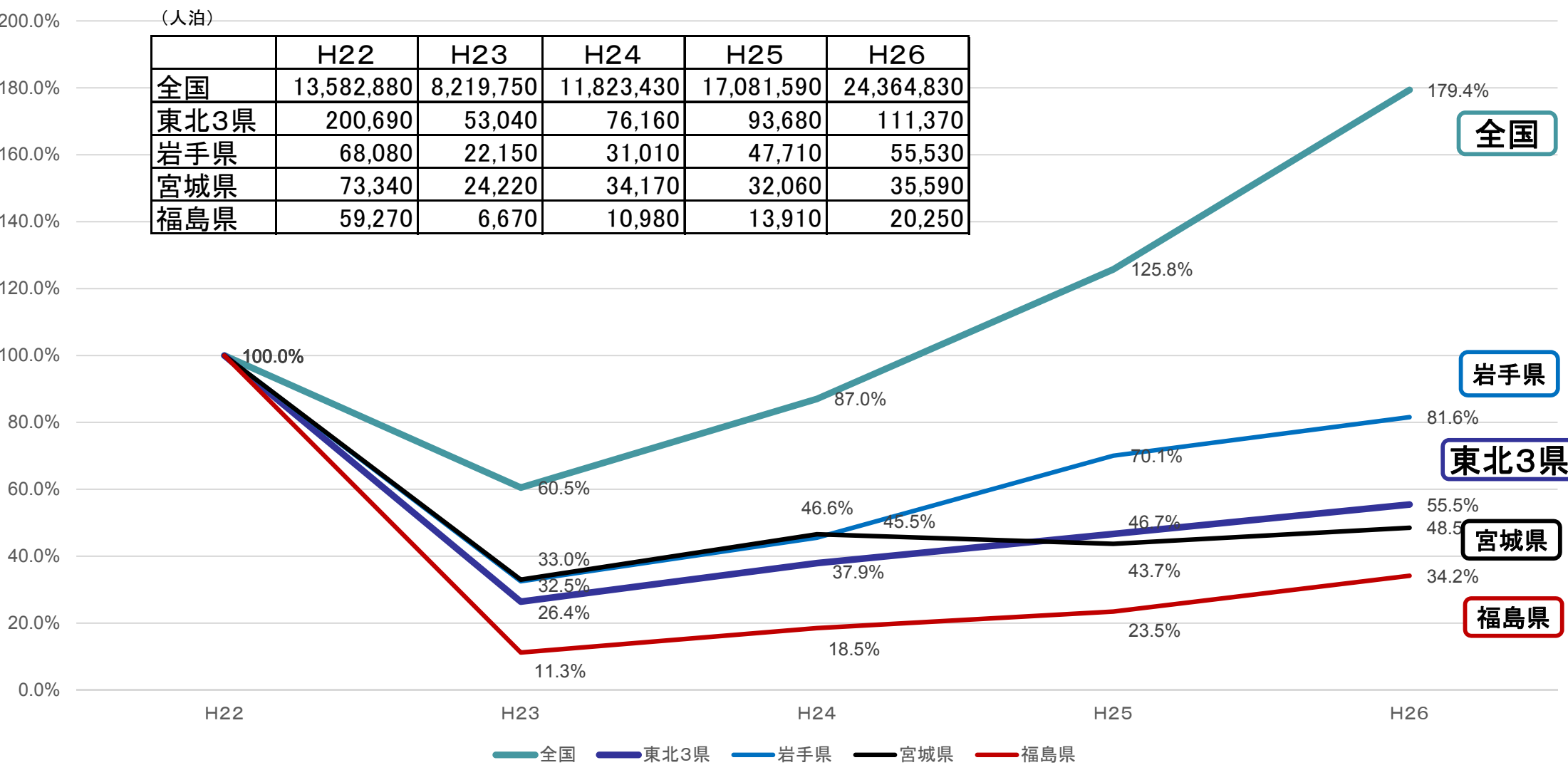
震災前のH22年比で全国が107.9%まで伸びているのに対し、福島県が83.2%に留まっていることも影響し、東北3県においては89.2%と厳しい状況が続いている。



注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。
・観光客中心の宿泊施設とは、観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊施設をさす。

観光客中心の宿泊施設における延べ外国人宿泊者数（H22年比）

震災前のH22年比で全国が179.4%まで伸びているのに対し、福島県が34.2%と伸び悩んでいることも影響し、東北3県においては55.5%と依然として低い水準である。



注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。
・観光客中心の宿泊施設とは、観光目的の宿泊者が50%以上の宿泊施設をさす。

太平洋沿岸エリアの各地域が、復興プロセスに応じた滞在交流促進のための体制づくりや取組を段階的に実施するための支援を行う。併せて、地域の実情に応じたツアーの企画・造成等への支援や、自立した地域づくりに向けた体制確立を図る。

基本方針

受入基盤整備と送客強化による地域と来訪者の継続的な「**交流の拡大**」
地域住民・語り部等からの情報発信の強化による「**震災の記憶の風化防止**」

目 標

東北観光基本計画は、平成25年度からの5年間（目標年次：平成29年度）に東北6県の観光関係統計数値において、震災前実績値を上回ることを目指す

取組内容

着地側の取組

○滞在を促進する仕組みの構築

自立した観光地域づくり体制の構築支援、地域資源を活用した滞在プログラム造成の促進

○風化防止の啓発活動

震災学習プログラムの造成

○地域の情報発信体制の確立

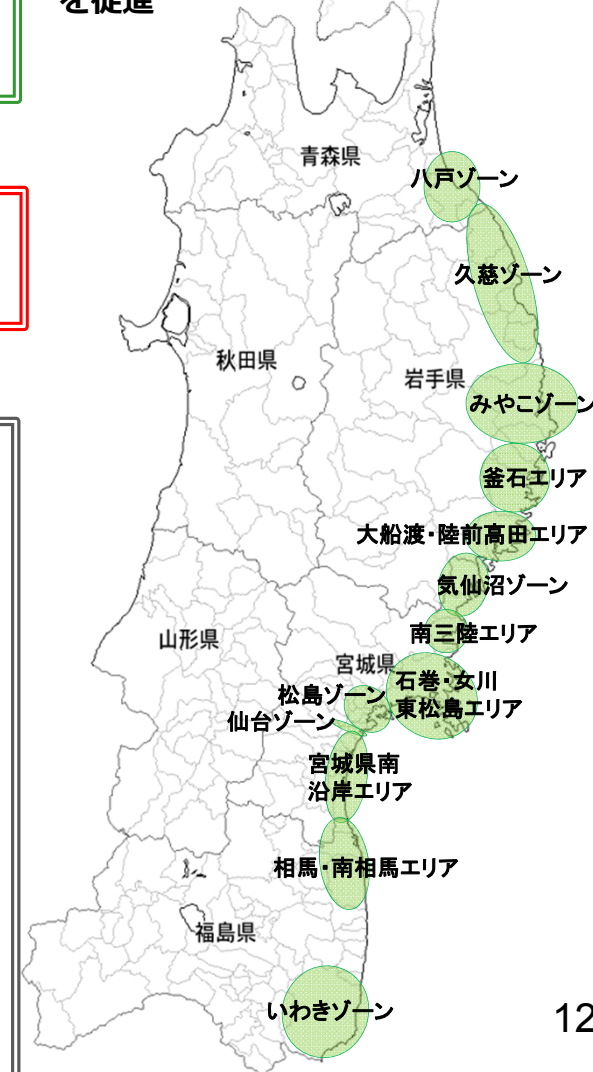
地域の情報集約及び発信の仕組の構築、各種媒体を活用した情報発信

発地側の取組

○送客の支援

東北観光サポーター運動の展開、多くの旅行会社等と連携した東北への来訪促進

太平洋沿岸エリアで取組を行う13の地域で、滞在交流による地域振興を促進



観光復興のための地域体制づくり促進

- (1) 13エリアごとに観光復興に向けて取り組む、自立した観光地域づくりの体制を構築
- (2) 専門家の派遣や観光復興の先進事例の提供等により、各地域の観光復興を加速するための支援
- (3) 語り部データベース等を活用し、滞在コンテンツや滞在プログラムを造成するための支援



ワークショップ



震災語り部



滞在プログラム販売促進のためのパンフレット(イメージ)

震災の記憶の風化防止

- (1) 震災・学習プログラムを整理し、教育旅行等の受入を促進
- (2) 震災の記憶のWEBでの発信等



教育旅行プログラム
(三陸鉄道防災列車)

復興及び風評払拭のための広報展開

- (1) ポータルサイト「東北物語」による広報展開
- (2) 企業等と連携したプロモーション
- (3) メディア媒体(タウン情報誌)等を活用した広報展開



ポータルサイト「東北物語」

送客・交流拡大のための支援

- (1) 東北観光サポーター運動を展開し、交流会の開催など交流を拡大
- (2) 多数の旅行会社等の取組と連携し、東北への来訪を促進
- (3) 地域の復興プロセスに応じた送客を促進し、復興ツアーの造成を支援



東北観光サポーターによる
被災地視察



旅行会社等との連携

福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行う。（補助率：総事業費の8/10）

【背景】

- 福島県は、東日本大震災によって沿岸部を中心に多大な物的被害を被っただけでなく、原発事故に伴う風評被害により観光関連産業は甚大な被害を被っているところ。
- 福島県において、観光関連産業は基幹産業であり、かつ、観光による経済波及効果の裾野は広いことから、同県の観光復興を促進することは福島県の早期の復興を促進するために非常に重要な役割を担っている。

【取組内容】

○国内プロモーション

福島DCを活かしたPRや交流・風評払拭イベントの開催に取り組むほか、DC以後も見据えた本県観光の基礎力づくりに向けた人材育成等を実施。

○海外風評対策

海外に対する効果的な誘客プロモーション活動を行うとともに、それに伴う受入体制の拡充を行う。

○教育旅行再生

福島での教育旅行の魅力や現状を正しく伝え、風評払拭を図るべく、モデルコースの造成、関係者の招へいや教育旅行専門誌等を利用したプロモーションなどを実施。

【実施事業例（平成26年度）】

○フラワーツーリズム ブランド復興事業



県内各地の花の名所を紹介するパンフレットを作成、併せてプロモーションを実施し、「花の王国」としてのブランド力の復興を図る。

○福島県韓国観光 プロモーション事業



旅行博の出展等を通じ、福島県の観光PR、県の魅力や元気な姿を発信し、風評の払拭、震災以後大きく落ち込んだ韓国人観光客の再誘致につなげる。

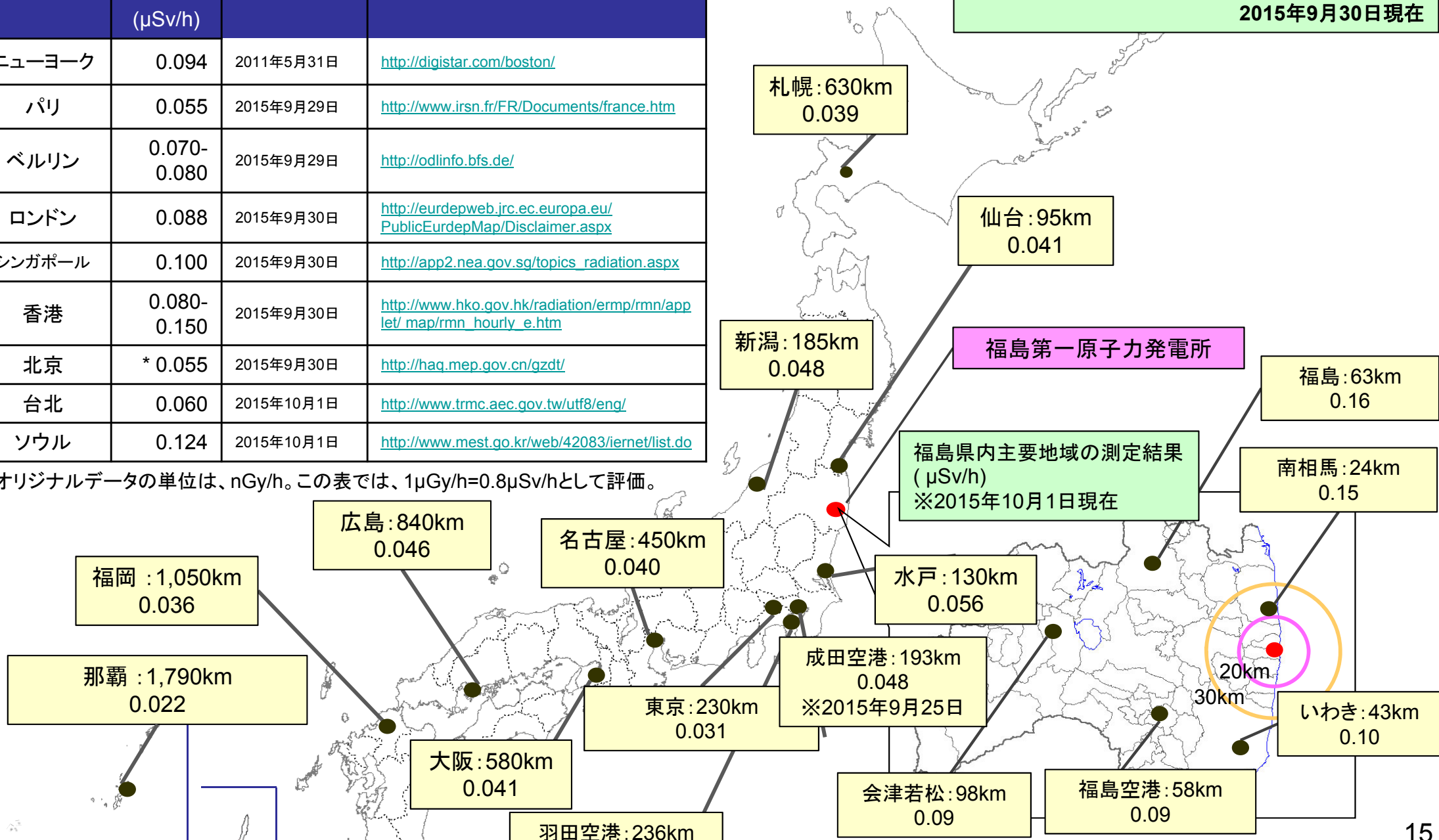
福島第一原子力発電所からの距離と放射線量測定値

日本政府観光局(JNTO)グローバルホームページ
(JAPAN)で情報発信(定期的に更新)するとともに、NHK
Worldのホームページにも掲載

都市	放射線量 ($\mu\text{Sv/h}$)	測定日	参照サイト
ニューヨーク	0.094	2011年5月31日	http://digistar.com/boston/
パリ	0.055	2015年9月29日	http://www.irsn.fr/FR/Documents/france.htm
ベルリン	0.070-0.080	2015年9月29日	http://odlinfo.bfs.de/
ロンドン	0.088	2015年9月30日	http://eurdepweb.jrc.ec.europa.eu/PublicEurdepMap/Disclaimer.aspx
シンガポール	0.100	2015年9月30日	http://app2.nea.gov.sg/topics_radiation.aspx
香港	0.080-0.150	2015年9月30日	http://www.hko.gov.hk/radiation/ermp/rmn/applet/map/rmn_hourly_e.htm
北京	* 0.055	2015年9月30日	http://haq.mep.gov.cn/gzdt/
台北	0.060	2015年10月1日	http://www.trmc.aec.gov.tw/utf8/eng/
ソウル	0.124	2015年10月1日	http://www.mest.go.kr/web/42083/iernet/list.do

・オリジナルデータの単位は、nGy/h。この表では、 $1\mu\text{Gy/h}=0.8\mu\text{Sv/h}$ として評価。

日本各地の測定結果($\mu\text{Sv/h}$)
2015年9月30日現在



福島県内主要地域の測定結果
($\mu\text{Sv/h}$)
※2015年10月1日現在

日本各都市の測定結果出典
http://radioactivity.mext.go.jp/en/contents/5000/4595/24/192_1_0531.pdf

福島県内の測定結果出典
http://www.worldvillage.org/fia/kinkyu_english.php
http://fukushima-radioactivity.jp/envirom-mapdetail.php?category_cd=1&genre_cd=1&point_no=87
(C)Ms. Yuki TANAKA, Institute for Transport Policy Studies, 2015

平成26年度 VJ風評被害対策事業（東北・北関東事業実施例）

震災後の外国人旅行者の落ち込みが大きい東北・北関東（茨城県、栃木県及び群馬県）の訪日需要の回復のため、海外主要市場における風評被害の払拭と当該地域の観光復興のPR等を継続して実施

東北6県～台湾市場～

「日本東北六県感謝祭」の開催（12月）

震災以降、支援をしてくれた台湾の方たちへ東北ならではの「おもてなし」により感謝の意を伝える。

東北の人達とのふれあいや豊かな自然の紹介を通じて、新たな東北のイメージを発信するとともに、東北旅行への関心喚起や意欲向上につなげる。

台北市内で12/19から12/22まで実施

○感謝イベント

各県の特色を活かした東北の観光地情報や祭り、食等の名物を紹介し、東北の元気を伝えるイベントを実施

○広告宣伝

台北市の広告ツールにメッセージ広告等を展開

○東北観光説明会

現地旅行会社向けに東北観光の魅力を伝える説明会・商談会等を実施



北関東3件～台湾・香港市場～

旅行会社招請（10月）

東京から日帰り又は1泊程度で気軽に訪問できる優位性がありながら、豊かな自然や多彩な観光魅力があること等を情報発信することにより、個人旅行者等の増加を目指す。

台湾市場

茨城・栃木コース

那珂湊おさかな市場視察



東京・群馬コース

富岡製糸場視察



香港市場

栃木県

鬼怒川温泉浴衣着付



群馬県

農園リンゴ狩り



茨城県

観光関係者と商談



3. 火山への対応について

口永良部島の噴火に関する対応

『屋久島から口永良部島まで約12kmある』こと、『旅行について特に支障はない』ことについて、

- 正確な情報発信をJATA/ANTAを通して国内旅行業者に依頼。また、外国人旅行者向けにJNTOに対しても依頼。
- 観光庁において関係自治体と連携して、個人旅行者向けSNS（Twitter）を活用するなどして、旅行者や旅行予定者に正確な情報を発信。

阿蘇山に関する対応

『噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）から3（入山規制）に引き上げられ、概ね4 km付近で道路規制が行われている』こと、『火口から周辺の主な観光地までの距離』などについて、

- 正確な情報発信をJATA/ANTAを通して国内旅行業者に依頼。また、外国人旅行者向けにJNTOに対しても依頼。
- 観光庁において関係自治体と連携して、個人旅行者向けSNS（Twitter）を活用するなどして、旅行者や旅行予定者に正確な情報を発信。

桜島周辺に関する対応

『噴火警戒レベルが従来のレベル3に戻り、警戒が必要な範囲が「概ね3 km以内」から、従来の「概ね2km以内」に縮小され、すべての観光施設等でこれまでどおり観光を楽しむことができる』ことについて、

- 正確な情報発信をJATA/ANTAを通して国内旅行業者に依頼。また、外国人旅行者向けにJNTOに対しても依頼。
- 観光庁において関係自治体と連携して、個人旅行者向けSNS（Twitter）を活用するなどして、旅行者や旅行予定者に正確な情報を発信。

- 今回の措置（火口周辺警報）は、大涌谷の噴煙地に近いごく一部への立入りを規制するもので、箱根の他地域まで規制が及ぶものではないこと、したがって、噴煙地以外の各地域の施設や交通機関は、平常どおり営業（運行）していることを箱根町から確認。
- 神奈川県、箱根町からの要請を受けて、国内外に対する風評被害対策を実施中。
- 平成27年5月15日、観光庁・関東運輸局と箱根町役場及び観光関係者との意見交換会を実施。

1. 国内旅行業者に対する周知

- ・平成27年5月6日、箱根への観光客の安全確保を図る観点から、当該火口周辺警報に関する正確な情報収集に努めるとともに、旅行者または旅行予定者に正確な情報提供を図ることを依頼。
- ・平成27年5月7日、風評被害防止の観点から、今回の措置（火口警報）は、大涌谷の噴煙地に近いごく一部への立入りを規制するものであること等、旅行者または旅行予定者に正確な情報提供を図ることを依頼。
- ・平成27年5月8日、旅行業者に対し、なお一層、風評被害の防止に努めるよう文書で依頼。
- ・平成27年5月12日、長官より日本旅行業協会会長に対して、箱根への送客につながる旅行商品、キャンペーンの実施を要請。
- ・平成27年5月下旬、鉄道事業者（JR東日本）及び大手個人向け旅行事業者（じゃらん、楽天）に対して正確な情報提供を行うよう要請。

2. 日本政府観光局（JNTO）による情報発信

- ・平成27年5月7日、JNTOに対し、風評被害防止の観点から、今回の措置（火口警報）は、大涌谷の噴煙地に近いごく一部への立入りを規制するものであること、訪日外国人旅行者または旅行予定者に海外のJNTO事務所を通じて正確な情報発信を図ることを依頼。
- ・平成27年5月8日、今回の火口周辺警報は大涌谷噴煙地を中心とした半径300mの範囲に限って立ち入りを規制するものであり、箱根の他地域における施設や交通機関は平常通り営業（運行）している旨に留意し、最新情報の収集及び正確な情報発信に努めるよう、文書で重ねて指示。
- ・JNTOより、海外旅行者に対し正確な情報発信を行うとともに、ツーリストインフォメーションセンターにおいて外国人旅行者に対する情報発信を実施。

3. 観光庁による情報発信

- ・正確な情報をわかりやすく地図に示すとともに、個人観光客への対応としてSNS（Twitter上でのリツイート数：265件、ユーザー閲覧数：43,830件）を活用するなど、旅行者や旅行予定者に情報を発信。
- ・平成27年5月8日以降、大臣会見・長官会見・国会質疑等において上記趣旨を繰り返し説明。

大涌谷周辺の状況に対する対応について（6/30：レベル3への引き上げ以降）

- 平成27年7月1日、観光庁・関東運輸局と箱根町及び観光関係者との意見交換会を実施。
- 平成27年7月6日より、関東運輸局から箱根町にリエゾンを派遣中。
- 平成27年8月5日、観光庁・関東運輸局と箱根町及び観光関係者との意見交換会を実施予定。

1. 国内旅行業者に対する周知

- ・平成27年6月30日、箱根への観光客の安全確保を図る観点から、当該火口周辺警報に関する正確な情報収集に努めるとともに、旅行者または旅行予定者に正確な情報提供を図ることを依頼。
- ・各旅行会社においても、国内旅行の販売担当者等の研修・会議等を箱根地区で実施することにより、現地の正確な情報の把握を継続して実施中。

2. 日本政府観光局（JNTO）による情報発信

- ・平成27年6月30日、JNTOに対し、箱根への観光客の安全確保を図る観点から、当該火口周辺警報に関する正確な情報収集に努めるとともに、正確な情報を速やかに海外に向けて発信することを依頼。
- ・JNTOグローバルサイトにおいて、箱根に関する正確な情報を海外の旅行業者や旅行予定者に向けて発信。

3. 観光庁による情報発信

- ・規制の範囲が大涌谷噴煙地を中心とした半径1kmに広げられたこと、箱根ロープウェイの代行バスが規制エリアを迂回した新たな経路にて運行していることなど、正確な情報を発信。

1. 国内旅行業者に対する周知

- ・平成27年9月11日、箱根への観光客の安全確保を図る観点から、引き続き、当該火口周辺警報に関する正確な情報収集に努めるとともに、噴火警戒レベルの引き下げについても旅行者または旅行予定者に正確な情報提供を図ることを依頼。

2. 日本政府観光局（JNTO）による情報発信

- ・平成27年9月11日、JNTOに対し、箱根への観光客の安全確保を図る観点から、当該火口周辺警報に関する正確な情報収集に努めるとともに、正確な情報を速やかに海外に向けて発信することを依頼。
- ・JNTOグローバルサイトにおいて、箱根に関する正確な情報を海外の旅行業者や旅行予定者に向けて発信。

3. 観光庁による情報発信

- ・より旅行者の目線に立って、例えば現時点でも箱根の周遊が可能であること、通行止となっていた県道が開通したことなど、正確で最新の役立つ情報を更に提供。
- ・9月に開催されるツーリズムEXPOジャパンにおいて、箱根地区のPRを予定。

太田大臣と箱根町長との意見交換

平成27年8月20日
水管理・国土保全局
気象庁
観象庁

日時： 平成27年8月17日(月)14時35分～15時20分
場所： 箱根町役場分庁舎 4階 第6・第7会議室
出席者： 太田国土交通大臣、久保観光庁長官、東井気象庁次長、水管理・国土保全局 西山砂防部長他
山口箱根町長、勝俣箱根町副町長、西村箱根町議会議長、川端箱根町議会副議長 他

1. 箱根町からの意見・要望

○レベル2への引き下げの見通し

○噴火警戒レベルの判断の明確化

○火山活動及び観光に関する正確な情報発信について

2. 国土交通省としての回答

○噴火警戒レベルの判断は、気象庁が温泉地学研究所と良く連携して、科学的に行う。引き下げる場合は引き上げる前の水準に戻り、その傾向が続くことが重要と認識。

○噴火警戒レベルは基準に照らして運用し、その基準は火山防災協議会等に示しているところ。なお、噴火警戒レベルは、噴火の規模ではなく防災対策としての警戒のレベルであり、噴火警戒レベルの意味については、一層丁寧に説明していきたい。

○観光庁と気象庁がよく連携し、正確に国内外へ情報発信する。

○箱根山の火山活動については、地震活動については低下しているものの、火口から噴気が勢いよく噴出する状況が続いているなど、火山活動は、引き続き、活発な状況。

○大涌谷周辺以外では、交通機関も平常通りであり、強羅などから芦ノ湖まで周遊することが現実には出来るということなど、旅行者の安全確保を最優先しながらも、旅行予定者の目線に立って、正確で役に立つ情報を発信をしていく。

○9月に開催される大規模な観光PRイベントである「ツーリズムEXPOジャパン」で、箱根の現状をPRしていく。



箱根町長との意見交換



箱根湯本駅前商店街での視察

観光庁における情報発信について

- 現地に関する正確な情報を国内外の旅行業者や旅行予定者に発信
- 旅行者の安全確保を最優先しながら、より旅行予定者の目線に立って、役に立つ最新の情報を提供

旧（8/17以前）

平成27年6月30日（火）午後0時30分に気象庁が箱根町大涌谷周辺の入山規制を発表し、噴火警戒レベルを3に引き上げました。

これに伴い、規制の対象となる範囲が大涌谷噴煙地を中心とした半径300mから、半径約1kmに広げられました。

今回の措置により、新たに県道734号・735号(早雲山～姥子間)を通行止めにするるとともに、姥子、上湯場、下湯場、箱根早雲郷別荘地の一部の皆さんに対し、避難指示を発令しました。また、箱根ロープウェイは運休、規制内を通る路線バスは経路変更となります。

これは、観光で訪れる皆様の安全を守るための措置です。

なお、箱根ロープウェイ運休に伴い、規制エリアを迂回した経路にて新たな代行バスの運行をしております。

新（8/17以降（9/11のレベル引き下げまで））

現在、平成27年6月30日から実施されている入山規制の範囲に変更はありませんが、大涌谷周辺以外の各観光施設やイベントは、一部を除いて例年通り営業・実施されています。

また、各交通機関については、通行止めとなっている県道734号・735号(早雲山～姥子間)を通る路線バスが経路を一部変更して運行されています。全線運休中である箱根ロープウェイについても、仙石原「すすき草原」を通る代行バスが運行されています。これら一部の交通機関を除き、その他の交通機関（芦ノ湖の各遊覧船を含む）は、平常通り運行しています。

これにより、これまでと同様、東は箱根湯本から西は芦ノ湖にかけて箱根内を周遊する観光をしていただくことができます。

箱根の風評被害の防止を図るため、メディアや旅行予定者が多数集う、国内の大規模な観光PRイベント(ツーリズムEXPOジャパン2015)を活用して、正確な情報を発信。

「ツーリズムEXPOジャパン2015」の概要

1. 主 催: (公社)日本観光振興協会、(一社)日本旅行業協会
2. 後 援: 国土交通省、観光庁、総務省、外務省、農林水産省、
経済産業省、環境省、東京都、東京都観光財団、JNT

- 〇、
- JETRO、経済団体連合会
3. 期間及び会場: 平成27年9月24日(木)～27日(日)
 4. 場所(展示会): 東京ビックサイト 東展示棟1～6ホール
 5. 出展者数: 1, 146団体・企業(海外からは約150カ国・地域)
 6. 来場者数: 約17万人
 7. 開催内容

- ① 海外旅行・国内旅行商品の造成につなげるための、旅行会社と国内外のサプライヤー(地方自治体、エアライン、ホテル等)による旅行商談会
- ② 一般旅行者向けに、国内は北海道から沖縄まで、海外は欧米、アジア、中南米、アフリカなどの国々と地域の最新観光情報を展示ブースで紹介
- ③ 日本政府観光局(JNTO)主催によるインバウンド商談会「VISIT JAPANトラベル & MICEマート」を同時開催



会場におけるパネル展示



イベントステージでのPR

4. 今後の取組と課題について

観光立国に向けた中長期的な戦略の必要性

さらに増加する訪日外国人旅行者が、満足度を落とさずリピーターになってもらえるような、世界に誇る魅力あふれる国づくりが必要

⇒**中長期的観点から政府全体で総合的・戦略的に取り組むことが必要**

○質の高い観光立国

- ・旅行者数への対応、消費額、サービスレベル、地域の魅力づくり（文化、景観を含むコンテンツ）、地方への訪問、国内観光の振興 etc.

○国の姿・社会のあり方

- ・内外からの交流拡大による国・地域の活性化
- ・少子高齢化社会における観光サービスの質の維持・向上
- ・外国人との日常的な共存 etc.

次のステップに向けた具体的な主要課題

○視点

- ・ 投資拡大、生産性の向上、地方への分散、消費拡大、国と地方の役割分担、安全安心の確保、多様な観点からの旅行者の満足度の向上 etc.

○取り組むべき課題

- ・ 景観・まちづくり・インフラ整備、交通網の充実、宿泊等観光産業の育成・強化、教育のあり方、人材育成 など
- ・ 文化財、伝統工芸、農業、自然公園の活用 など
- ・ 医療・保険、富裕層、リピーター確保、バリアフリー、休暇、データ・ICT など
- ・ 投資拡大のための規制緩和、融資制度、税制など
- ・ 観光関係諸施策のための財源 etc.

「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興

【概要】

○「観光立国推進閣僚会議」で「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」を平成27年6月に決定。

○同プログラムにおいて、**2020年に向けて訪日外国人旅行者数「2000万人時代」の早期実現を図ることとし**、『「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興』を柱立てし、**①オリンピック・パラリンピック開催をフルに活用した訪日プロモーション、②全国各地での文化プログラムの開催、③オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備、④オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及**等の観点から取組を推進。

①オリンピック・パラリンピック開催をフルに活用した訪日プロモーション

戦略的な訪日プロモーションの実施 等

(例) 2016年リオデジャネイロ大会や2018年平昌大会など大規模スポーツ国際競技大会の機会、日本人メダリスト・アスリートの活用

②全国各地での文化プログラムの開催

文化プログラムの機会を活用し、日本文化等の魅力を発信 等

(例) 世界に誇るべき有形・無形の文化財や、季節感一杯の祭り・花火、地域の伝統芸能、食

③オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

- ・無料公衆無線LAN環境整備
- ・多言語対応の徹底
- ・東京駅の案内等の改善 等

④オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及

- ・スポーツ振興を通じた国内外からの誘客
- ・地方への旅行の促進
- ・ホストシティ・タウン構想の推進 等

<各省事業による地域づくりと連携した観光地域づくりの例>

美しい自然を活かして（北海道知床）



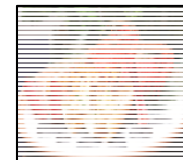
日本最北の世界自然遺産で観光と保護の両立

海洋観光の展開（島根県海士町）



離島のハンデを克服した観光システムづくり

日本食文化の発信（三重県鳥羽市）

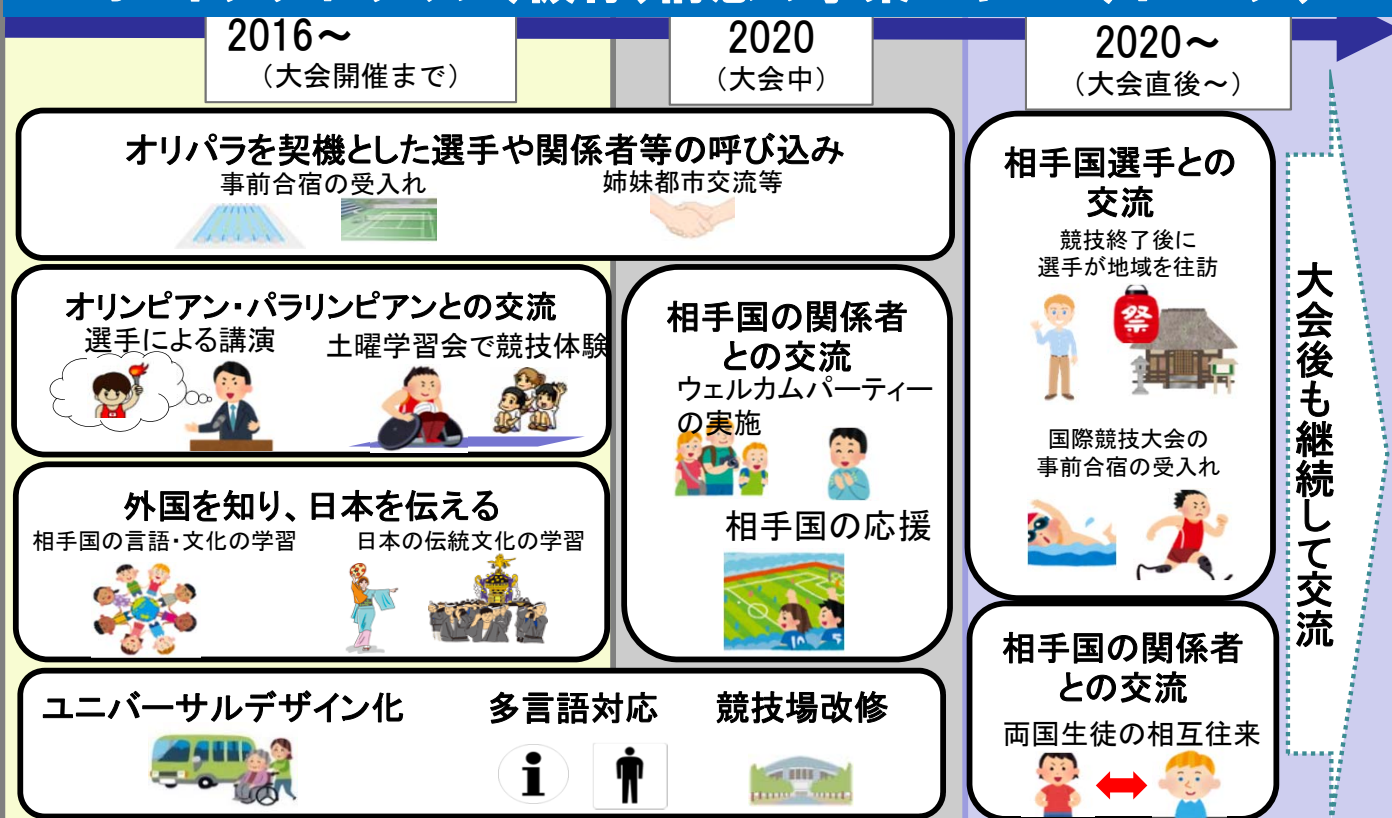


地産から地消までを観光客とともに創りあげる地域

2020年を重要な通過点として、その先には、3000万人が訪れるような、世界に誇る魅力あふれる国づくりを目指す。

- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、全国の自治体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、「ホストシティ・タウン（仮称）構想」を推進する
- ・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」では、「2020年オリンピック・パラリンピックの前後を見据えた観光振興」を重要な柱として位置付け、そのなかでホストシティ・タウン（仮称）構想を推進することとしている
- ・平成27年11月2日よりホストシティ・タウン（仮称）の登録申請の受付開始（12月11日一次登録の受付締切）
 - 来年度以降、ホストシティ・タウン（仮称）として登録された自治体に対し、日本人選手を派遣することを検討
 - ホストシティ・タウン（仮称）構想推進のための地方財政支援措置を予定
- ・受付、問い合わせ先：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

ホストシティ・タウン（仮称）構想の事業スキーム（イメージ）



観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015（抜粋）

（平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定）

6. 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速
- （4）オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及
＜ホストシティ・タウン構想の推進＞
 ・全国の自治体において、大会参加国の選手や観客の地域への誘客を図るとともに、大会参加国の歴史・文化等を学校で学ぶ「一校一国運動」、パラリンピックに関する学習や障がい者との交流等を深めるホストシティ・タウン構想を強力に推進する。



【イメージ①（2002年日韓サッカーW杯の事例）】クロアチア代表が十日町市を事前合宿地として滞在して以来交流が進む（出所：十日町市HPより）



【イメージ②（2015年世界陸上北京大会の事例）】事前合宿地である千葉県を訪問し、歓迎を受けるオランダ代表チーム（出所：千葉県HPより）